



市からの連絡帳

届け出・税・年金

印鑑登録などの手続き

印鑑登録は、市内に住民登録をしている満15歳以上の方が申請できます。
 必要なもの 登録する印鑑・来庁者の本人確認ができるもの
 ※代理人による申請の場合、上記に加えて代理人の印鑑と代理人選任届(代理人の氏名・委任事項・本人の署名・登録する印鑑の押印などが記載された委任状)が必要です。

◇ **即日登録** 本人による申請で、①または②のいずれかで本人確認をした場合は、即日登録になります。

① 運転免許証、平成24年4月1日以降発行の運転経歴証明書、旅券、在留カード、その他官公署が発行した顔写真の貼付してある免許証・許可証・資格証明書などに加え、さらにもう1点健康保険証などの計2点での確認

② 保証書に加えて健康保険証などの確認
 ※保証書とは、登録申請者が本人であることをすでに印鑑登録をしている方(保証人)が保証するものです。保証人が印鑑登録申請書の保証書欄に記入し、登録印を押印してください。

※西東京市民以外の方でも、都内在住であれば保証人になれます(印鑑登録証明書の添付が必要)。

◇ **照会登録** 本人による申請で上記①・②の本人確認ができない場合、または代理人が申請する場合は、即日登録ができません。登録申請をすると本人宛てに照会書を郵送します。照会書が届いたら窓口にて持参してください。

登録手数料 300円

◆ **印鑑登録証明書の請求**

◇ **窓口の場合** 印鑑登録証(市民カード)を提示して、本人または代理人が申請します。代理人が申請する場合でも、代理人選任届は必要ありません。

手数料 300円

◇ **住民票等自動交付機を利用の場合** 暗証番号を登録した印鑑登録証(市民カード)をお持ちの方は、住民票等自動交付機で印鑑登録証明書が取れます。

手数料 200円

◆ **市民課** ☎(042-460-9820)
 保 ☎(042-438-4020)

固定資産税が減額に

◆ **住宅耐震工事**

昭和57年1月1日以前から市内にある住宅に耐震改修工事を行い、下記の要件を満たしている場合、改修工事が完了した年の翌年度分の当該家屋に係る固定資産税を、住宅面積の120㎡まで2分の1減額します(都市計画税は含まれません)。

減額を受けられる要件

- ① 改修工事後3カ月以内に資産税課(田無庁舎4階)へ申告する
- ② 平成25年4月1日以降に工事契約をし改修工事をした場合、改修費用が50万円超である

※基準額が変更になりました

平成25年3月31日以前に工事契約をし改修工事をした場合は、従前どおり改修費用が30万円以上で減額の対象になります。ただし工事契約日の確認ができる書類が必要です。

減額される期間

平成25年1月1日～平成27年12月31日に改修完了した場合、翌年度から1年間

必要書類

- ① 耐震基準適合住宅に係る固定資産税の減額適用申告書
- ② 固定資産税減額証明書
- ③ 耐震改修工事に要した費用の領収書の写し
- ④ 平成25年3月31日以前に工事契約をし、改修工事費用が30万円以上50万円以下の場合、工事契約日の確認ができる書類

◆ **住宅のバリアフリー改修**

平成19年1月1日以前から市内にある家屋にバリアフリー改修工事を行い、下記要件を満たしている場合、改修工事が完了した年の翌年度分の当該家屋に係る固定資産税を、住宅面積100㎡まで3分の1減額します(都市計画税は含まれません)。

減額を受けられる要件

- ① 65歳以上の方または要介護・要支援の認定を受けている方、障害のある方が居住する家屋である(賃貸住宅を除く)
- ② 平成19年4月1日～平成28年3月31日に一定のバリアフリー改修工事を行う
- ③ 改修工事後3カ月以内に資産税課(田無庁舎4階)へ申告する
- ④ 現在、新築住宅軽減および耐震改修に伴う減額を受けていない家屋である
- ⑤ 平成25年4月1日以降に工事契約をし、改修工事をした場合、改修費用が50万円超である(補助金などを除く自己負担額)

※基準額が変更になりました

平成25年3月31日以前に工事契約をし、改修工事をした場合、従前どおり改修費用が30万円以上(補助金などを除く自己負担額)で減額の対象になります。ただし工事契約日の確認ができる書類が必要です。

必要書類

- ① 住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額適用申告書
- ② 改修工事の内容などを確認できる書類(工事明細書・現場の写真[※])およびバリアフリー改修工事に要した費用の領収書の写し
- ③ 納税義務者の方の住民票の写し
- ④ 改修住宅にお住まいの方により次のいずれかの書類

(1)居住者が65歳以上の場合は、その方の住民票の写し (2)居住者が要介護または要支援の場合は、その方の介護保険被保険者証の写し (3)居住者が障害がある場合は、その方の障害者手帳の写し

⑤ 補助金などの交付を受けた場合は、交付を受けたことが確認できる書類

⑥ 平成25年3月31日以前に工事契約をし、改修費用が30万円以上50万円以下(補助金などを除く自己負担額)の場合、工事契約日の確認ができる書類

◇ **一定のバリアフリー改修工事とは**

廊下の拡幅、階段の勾配の緩和、浴室改良、便所改良、手すりの設置、屋内の段差の解消、引き戸への取り替え工事、床表面の滑り止め化

◆ **省エネ改修**

平成20年1月1日以前から市内にある住宅(賃貸住宅を除く)に省エネ改修工事を行い、下記要件を満たしている場合、改修工事が完了した年の翌年度分における当該家屋に係る固定資産税を、住宅面積120㎡まで3分の1減額します(都市計画税は含まれません)。

減額を受けられる要件

- ① 平成20年4月1日～平成28年3月31日に一定の省エネ改修工事(以下「熱損失防止改修」)を行う
- ② 改修工事後3カ月以内に資産税課(田無庁舎4階)へ申告する
- ③ 現在、新築住宅軽減および耐震改修に伴う減額を受けていない家屋である
- ④ 平成25年4月1日以降に工事契約をし、改修工事をした場合、改修費用が50万円超である

※基準額が変更になりました

平成25年3月31日以前に工事契約をし、改修工事をした場合、従前どおり改修費用が30万円以上で減額の対象になりま

す。ただし工事契約日の確認ができる書類が必要です。

必要書類

- ① 住宅の熱損失防止改修に伴う固定資産税の減額適用申告書
- ② 熱損失防止改修工事証明書
- ③ 熱損失防止改修工事に要した費用の領収書の写し
- ④ 納税義務者の方の住民票の写し
- ⑤ 平成25年3月31日以前に工事契約をし、改修費用が30万円以上50万円以下の場合、工事契約日の確認ができる書類～一定の熱損失防止改修工事とは～窓・床・天井・壁の断熱性を高める改修工事であること(外気などと接するもので、窓の改修を含めた工事であることが必須)

◆ **資産税課** ☎(042-460-9830)

20歳になったら国民年金への加入が必要です

日本国内に住所がある20～60歳未満のすべての人は国民年金に加入し、保険料を納めることになっています。20歳前から就職し厚生年金や共済組合に加入している方以外は、20歳になったら国民年金への加入の届け出が必要です。

国民年金は、老後の生活保障だけでなく、万が一病気やケガで障害の状態になったときや、一家の働き手が亡くなったときなどにも、あなたやあなたの家族を守ってくれます。

加入の届け出や保険料の納め忘れがあると年金が受け取れないことがあります。※学生の方や収入が少ないため保険料の納付が困難な方には、「学生納付特例」や「免除・納付猶予」などの制度があります。希望する場合は、国民年金の加入手続きと併せて申請できます。詳しくは下記へお問い合わせください。

申請場所

保険年金課(田無庁舎2階)、市民課保谷庁舎総合窓口係(保谷庁舎1階)
 ◆ **保険年金課** ☎(042-460-9825)

教育

入学資金融資あっせん

学校教育法に規定する大学・高等学校・専修学校などに入学を許可されたお子さんがいる家庭で、入学時に納付する資金の調達が難しい保護者の方に、市が契約している金融機関に融資のあっせんを行います。詳しくはお問い合わせください。
 ◆ **教育企画課** 保 ☎(042-438-4071)

平成26年度税制改正の主な内容

市民税・都民税 **ここ** が変わります

◆ **市民税課** ☎(042-460-9827)

市民税・都民税の均等割額の改正

東日本大震災を踏まえて、地方公共団体が実施する防災のための施策に要する費用の財源を確保するための臨時の措置として、平成26～35年度の間、市民税・都民税の均等割の標準税率がそれぞれ年間500円ずつ引き上げられました。

これを受け、西東京市においても防災のための施策に必要な財源を確保することから、均等割の引き上げを行うこととなりました。

均等割	現行	平成26～35年度	差額
市民税	年間3,000円	年間3,500円	+500円
都民税	年間1,000円	年間1,500円	+500円
合計	年間4,000円	年間5,000円	+1,000円

給与所得控除の改正

その年中の給与の収入額が1,500万円を超える場合の給与所得控除額について、245万円の上限が設けられました。

改正前		改正後	
給与収入金額(A)	給与所得金額	給与収入金額(A)	給与所得金額
1,000万円以上	A×0.95-170万円	1,000万円～1,500万円	A×0.95-170万円
		1,500万円超	A-245万円

年金所得者の寡婦(寡夫)控除に係る申告手続きの簡素化

年金所得者が年金保険者に提出する扶養親族等申告書に、「寡婦(寡夫)」の記載項目が追加されました。このことにより、収入が公的年金等のみの方で、毎年市民税・都民税の申告で寡婦(寡夫)控除のみを追加している方は、扶養親族等申告書の該当箇所に記入をすれば、寡婦(寡夫)控除が適用されますので、市民税・都民税の申告をする必要がなくなります。ただし、所得税の還付を受ける方や扶養親族等申告書に記入されなかった方は、これまでのとおり申告により寡婦(寡夫)の申告が必要となります。

寡婦(寡夫)に該当する方で、寡婦(寡夫)控除が適用されているかは、年金保険者から送付される公的年金等の源泉徴収票をご確認ください。